

特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット  
令和5年度定期総会資料

# 令和4年度事業報告書

## 1：こどもセンターかおるおか・相談支援事業所かおるみち

開園して4年目。定員は20名。医療機関や保健センター、障害福祉課等の相談からつながったこども26名（家族）とともにスタートした。最終登録数は35名。13名が卒園。医師のすすめで二次障害の改善を求める相談や福祉的なサポートを求める相談が多かった。

開所時から『家族全体支援』を意識し、心理的援助を軸にアウトリーチによる環境への働きかけを継続した。（開所から70名のこどもと暮らし、148名の家族へ心理面接を行った。）

**<今年度 支援の実際>** 令和4年度当初の計画通りの結果となった。

◎延べ 4,836名（前年比110名増） 専門的な支援を継続

- ① ケアニーズが高いと判断されたこども（\*サポートⅠ対象）・・・100% 前年同様
  - ・身体障がい（内臓疾患や強いアレルギー症状）、知的障がい、発達障がい等により、暮らしの中で困難が生じているこども
- ② 要保護児童や要支援児童、虐待予防の観点から家族支援が必要なこども
  - ・家族がサポートを希望したこども（\*サポートⅡ対象）・・・89% 前年85%

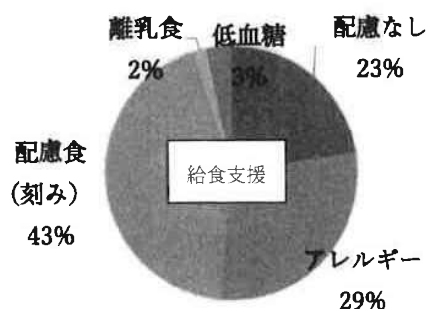
### 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する対応

職員の努力と家族の協力により、幸いにしてこの3年間、園内での感染拡大はなく、開園し続けることができた。濃厚接触等により自宅待機をしたこどもに対しては、大分市へ状況を報告し、電話やリモートによる療育支援を行った。

### 児童発達支援の内容

発達の土台である「暮らし」を大切に、健康の保持、排泄や食事などの基本的動作に関する支援を行った。作業療法士や心理士等の専門職が重要な役割を担い、生涯発達や医学、栄養学の観点からも療育方法を導いた。卒園後のこどもの成長を確認して検証を重ねている。

今年度も、手作りの温かな給食や管理栄養士による毎日の食育授業、季節を感じる活動を取り入れた。アレルギー食、刻み食等、特別な配慮が77%のこどもに必要であり、緊張の中で提供してきたが、体の成長や心の安定、認知面に大きな意味があると実感した。



### 職員体制と支援

昨年度非正規だった2名が正規採用。非正規の常勤1名を増員。9月末に正規1名が退職したが、有資格者の母親2名を非常勤職員として採用。給食時の支援体制が充実したことに

より、嚥下や咀嚼に困難があるこどもたちに安全な離乳食・配慮食を提供することができている。

支援者による自宅への送迎やニーズに応じた支援を継続中。研修や見学も積極的に受けた。職員の健康、心身の調整、個人としての技術の向上、チームとしての成長は支援の肝だった。

## 2：放課後等デイサービスなないろ

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業のうち放課後等デイサービスについては、平日放課後の学習支援・生活支援はもとより、土曜日や長期休暇には野外活動や工作創造活動、レクリエーション活動などを企画して、利用児童への療育支援を実施してきた。

令和4年度の1日当りの定員は昨年度と同じ30人(20人×1教室、10人×1教室)とし、同じ建物内の1階を20人教室、3階を10人教室として使用した。

幅広い学年の子どもたちが異学年の児童と関わる機会が増えたことにより、それぞれの子どもたちの特質や育ち(成長)の様子がより一層明確になってきた。また子どもたち自身にとっても、自分の成長や将来の目標等を相互に感じることができる貴重な場となっている。

特に令和4年度においては、保護者から家庭内での関わり方や学校との連携の仕方などについての相談が多く寄せられ、家庭全体に対する支援の必要性・重要性を痛感したところである。

令和4年度は前年に引き続き新型コロナの感染拡大が断続的に発生し、大分市内の小中学校では学級・学年閉鎖が何度も繰り返された年度であった。そのような状況の中、なないろにおいては児童や保護者の協力を仰ぎながら徹底した感染予防対策に取り組み、1日も休業することなく業務を運営することができたところである。

【令和4年度 利用児童数一覧表】(単位：人) ( )内は前年度実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実人数	44 (42)	43 (44)	43 (40)	43 (40)	42 (41)	40 (40)	41 (41)	44 (40)	44 (40)	43 (39)	43 (40)	43 (38)
延人数	587 (396)	541 (356)	610 (601)	525 (555)	588 (573)	505 (544)	547 (571)	527 (526)	524 (537)	478 (513)	484 (469)	546 (485)

実人数年間計 513人(485人)

延人数年間計 6,462人(6,176人)

【その他報告事項】

- ・施設内虐待防止委員会を設置（4月）
- ・職員の資質向上を図るため多様な研修を実施（通年）
- ・大分大学福祉健康科学部・心理コース2年生7名 実習受入れ(9~12月)
- ・大分大学福祉健康科学部・心理コース2名ボランティア受入れ(12~3月)
- ・大分県職員2名 NPO 現場体験研修受入れ（8月）
- ・大分県立図書館との協働（通年）

3：おおいた青少年総合相談所

◎大分県子ども・若者総合相談センター/大分県ひきこもり地域支援センター

(1) 令和4年度相談件数の状況

今年度も昨年度に引き続き、コロナ禍に翻弄された1年間であったが、相談件数の集計については以下のとおり。

【令和4年度大分県子ども・若者総合相談センター・大分県ひきこもり地域支援センターの相談状況】

ひきこもり地域支援センター・子ども若者総合相談センター					令和4年度累計			【3月末現在】	
A	ひきこもり	不登校	仕事探し	進路相談	生活困窮	悩み相談	障害・病気	その他	小計
電話	914	180	388	3	6	28	18	58	1595
来所	154	14	35	0	0	8	8	8	227
訪問・同行	63	9	40	0	12	0	2	2	128
メール	55	104	167	0	5	0	0	0	331
小計	1186	307	630	3	23	36	28	68	2,281
延べ人員	285	101	96	2	6	26	11	39	566
延べ人員	566	実人員		269					

うちひきこもりは97人（前年比36%減：151人）：不登校相談は71人（前年比39%増：51人）

関係機関連携 B					市町村支援 C				
電話	来所	メール	訪問	計	電話	来所	メール	訪問	計
541	57	526	157	1,281	522	3	475	690	1,690

A～C総計 5,252

自立支援 D (Aの内数)					訪問支援E (Aの内数)
電話	来所	メール	訪問	計	
220	20	59	14	313	128

(2) 相談の状況と特徴（成果や課題を含む）

① 全相談件数について

- ・令和4年度のセンターへの直接対応相談件数は2,281件と前年比5.9%の減少であっ

た。(令和3年度2,423件)

- ・関係機関や市町村支援等を行なった延べ件数は5,252件で前年度比17%の減少。  
(令和3年度6,375件)
- ・全相談件数のうち「ひきこもり」が占める割合は51.9%であった。

## ② 各相談の特徴や分析

- ・全体的に「相談減」となった理由としては、「市町村域の相談窓口(市町村の対応)におけるひきこもり相談への対応が増加した」ことが考えられる。
- ・コロナ禍の中、就労相談(仕事探し)が増加している(市町村域の相談等を入れるとさらに増加していると思われる)。
- ・市町村支援(1,690件)は令和3年度実績(2,075件)に比べ減少となり、関係機関連携も含めると令和4年度は2,971件(令和3年度3,952件)となった。しかし、市町村域での重層的支援体制事業の実施や準備は「地域住民の困りごとを包括的に受け止める」ことにつながっている。これは当事者やそのご家族にすれば、大きな安心につながる。県域を担当する当センターとしては、市町村域をサポートするために、今後以下のような機能が求められると考える。
  - ア) 「市町村域で対応する困難ケース等に対する協働支援」
  - イ) 「ケースに対する専門的なアセスメントやコーディネート」
  - ウ) 「地域資源の開発や確保」
- ・昨年度と同様に、緊急対応の求められたケースは主として「家庭内暴力」「金銭の搾取」であった。医療や司法、警察との連携が必要とされるが、そういった出来事を未然に防ぐための方策も求められている。また、(80-50と言われるような)高齢者世帯にひきこもる方々の事例においては、社協や地域包括支援センターとの連携も重要である。
- ・当センターに寄せられる相談をデータとして集積・分析していくために、「相談支援管理システム」を導入していただいた。これによって、属性や支援の経過、関係機関や市町村との有効な連携など、今後必要とされる機能の検討が可能となった。未だ使いこなすことやデータシステムの改善に追われているが、次年度はその充実を図りたい。
- ・「このゆびとまれ」(Webによる相談窓口の広報や情報提供)については、想定を超える年間19,000以上のヒットがあった。「相談する」ことのハードルは非常に高く、未だ潜在的なひきこもり状態にある方や困難を抱える若者等は多くいることが予想されることから、今後も当サイトの充実を図るとともに、情報からの孤立防止策の充実を図っていきたい。

## ③ まとめ(成果や課題～子ども・若者総合相談、ひきこもり相談等を合わせて)

当事業を受託して5年目となるが、今年度もコロナ禍に翻弄される中、あらためて大分県生活環境部私学振興・青少年課をはじめとする大分県の関係部・課のみならずのご理解やご協力に深く感謝する。

センターの運営について深くご理解いただいていることが、現場における当事者利益の提供に大きく影響していることは言うまでもない。特に、私学振興・青少年課には毎月の定期協議、各市町村への巡回同行等、現場の実態に即したサポート等を機能的に実施いただき、当センターの大きな推進力、励みにもなっている。次年度以降においても引き続きお願いしたいと考えている。

ここ数年は「新型コロナウイルス感染症」によって相談現場や困りを抱える方々やそのご家族にある日常が大きく変容した。次年度からは、この感染症に関する様々な規制等が緩和される予定であるが、コロナ禍で見えてきたこと、また今後のセンターの機能に求められることについて、以下のとおり記述し、まとめとしたい。

### **1) 潜在的な層の顕在化**

コロナ禍で特筆すべきことは多くあるが、中でも最も痛感したことは、「潜在的な(課題がありながら相談するに至っていない)方々の深刻さ」である。当センターの相談援助は一次相談窓口としての機能に加え、最適な資源につなぐまでの伴走支援である。しかし、潜在的な方々は命や健康の問題(失職や経済的困窮などが深刻になってようやく相談した事例等)が脅かされる状況にありながら「相談すること」を拒否し、「貸し付けや給付など、具体的な対応を求めるため(どうしようもなくなった段階で具体的な支援を求めるため)、場当たりの対応しかできない」という声が市町村の窓口等から多く聞かれた。また、いわゆる「孤立」や「望まない孤独」の状況にある方々も見えてきており、このような方々に必要な福祉サービスを届けることの難しさを感じている。

### **2) 地域開発という視点**

大分県の市町村では「重層的支援体制整備事業の導入」が拡大している。令和4年度は4市町村が事業実施を開始し、次年度は準備事業も含めると15/18の市町村が当該事業に取り組んでいくことになっている。

一方で、ひきこもり状態にある方々へのサポートについては、当事者やそのご家族が多様な課題を抱えている場合が多く、このため即座の解決は困難であり、回復に向けた中長期的な視野が必要になる。つまり、地域でしっかりと見守りながら、当事者のスピード感に応じた支援の提供が重要になっている。

こうした状況に対しては、国が示す「市町村域のひきこもり支援のプラットフォーム」の構築が期待されているが、前述の重層的支援体制の整備はこうした支援体制の構築の可能性を大きく広げる施策となる。

それぞれの市町村におけるこれまでの取り組みの歴史は尊重しつつ、新しい地域住民の支援体制を構築していくことを応援して行きたい。そのためには、「地域を開発する」という視点も必要となっている。

### 3) 早期発見・早期支援

次年度より、市町村支援員が1名増加され、「早期発見・早期支援」の役割をいただけたことは大変ありがたい。当センターにおけるひきこもり相談のうち、不登校経験者が7割を超えることや、状況が深刻になってからの相談支援の困難性を考えると、「市町村域における発見の機能の構築」「適切なアセスメント」「学校教育と福祉分野の連携」を早期に行うことができれば、支援が届く可能性が高いと考える。

### 4) 支援ツール（社会資源の確保・開発や適切につなぐための相互理解）の重要性

「支援者支援」という言葉があるが、これは支援者の負担を軽減するための労働環境や働き方はもちろんであるが、「支援者が支援しやすいツールを確保すること」などもその意味するところである。現在、大分県では10万人を超える人口がある市町村は大分市・別府市のみであり、急激な人口減少・高齢化・社会資源の減少など、看過できない状況を呈している市町村もある。

つまり、市町村ごとのサポートデザインが必要になっている状況にある。中には、社会的インフラ（病院やスーパーなど）が整っていない地域もあり、こうした地域における若者やひきこもりの方への支援は困難性が高い。つまり「支援しにくい」状況にある。県域を担当する当センターとして、市町村域を応援していくにあたって、次年度より自立支援員から社会参加支援員と役割を拡げ、当事者のみならず地域社会を応援する体制を整えていただいた。支援者が支援しやすい環境づくりに向けた取り組みを市町村と一緒に行っていきたい。

### 5) 聴くこと・設計すること

前述の1)から4)を実行するに当たり、当センターにおける中核となるスキルはやはり「聴く」ということになる。様々な相談を寄せる方々の声をどのように聴き取っていくことができるかが、専門相談の機能を支える基盤となる。次年度も当センターにおいては「聴く」ことを重視しながら、多職種連携会議等を活用した多角的なケース検討を行い、最適な支援の方向付け（支援を設計する）を行っていきたい。

## ◎児童アフターケアセンターおおいた

### (1) 令和4年度相談件数の状況

退所者に対するアフターケアとして、アウトリーチの手法を用いた相談援助に重点をおいて取り組んだ。特に生活状況の確認の訪問により困難な状況になる前の予防的な支援を心がけてきた。

(ア) 相談件数 3, 512件（実人数285名）

○相談の種類

- ・生活相談 2, 0 2 1 件
- ・就業関連 1, 0 2 7 件
- ・金銭相談 2 4 6 件
- ・その他 2 1 8 件

○相談の手段

- ・電話相談 1, 5 1 7 件
- ・訪問同行 9 2 0 件
- ・メール 7 2 8 件
- ・来所 3 4 7 件

(イ) 連携した機関や団体（主なもの）

児童養護施設、里親、ファミリーホーム、児童養護施設協議会、里親会、ファミリーホーム協議会、児童家庭支援センター、Chieds（フォスタリング事業）、中央児童相談所、中央児童相談所城崎分室、中津児童相談所、大分県社会福祉協議会、大分市社会福祉協議会、大分市福祉事務所、杵築市福祉事務所、大分県弁護士会、大分県警察署、山本病院、佐藤病院、心療内科クリニック、法テラス、おおいた地域若者サポートステーション、ジョブカフェ、大分市こども家庭支援センター、博愛会地域総合支援センター、相談支援事業所、就労継続支援B型事業所、保育園、民間企業 等

(ウ) 法律相談 1 5 件（7名）

- ・実在する弁護士事務所からSMSにより連絡督促メールが届いた案件。
- ・商品購入契約の解約手続き案件。
- ・児童養護施設入所中の児童に係る奨学金を親権者が受給・費消したが、その返還請求が、現在、児童本人に対して届いている案件。
- ・借金返済ができないことによる自己破産手続き案件。
- ・家族と分籍する案件。（3名）
- ・賃貸契約の連帯保証人の解約案件。（施設からの相談）

(エ) 医療連携 8 8 件（9名）

- ・精神科のある病院やクリニックへの同行支援を行った。
- ・慢性病のある者に対し、受診継続を目的に同行支援を行った。
- ・新型コロナウイルス感染の疑いのある者に対し、電話やメールで検査や受診のアドバイスを行った。



## (2) 継続支援計画の作成

事業受託後5年を経過し、継続支援計画を作成した者は、125名になった。

平成30年度に継続支援計画を作成した21名は、本年度末で22歳到達となる。措置解除に伴い継続支援計画を策定した後、継続的に4年間に生活の状況を見守りながら、転退職や進学後の就職等状況の変化に対応し必要な支援を行ってきた。当事者が、困難な状況になる前の予防的な対応ができる計画の重要性を改めて感じた。

### ① 計画作成者

- ・継続支援計画作成者予定者数 43名
- ・継続支援計画作成者数 31名
- ・措置延長児童 11名
- ・年度途中措置期解除者数 1名

### ② 継続支援計画作成に係る連絡・会議・施設や里親訪問等

- ・年間合計 605回
- ・内訳：4月（24回）5月（17回）6月（8回）7月（83回）8月（39回）  
9月（9回）10月（18回）11月（44回）12月（95回）  
1月（57回）2月（100回）3月（111回）

### ③ 生活・就労状況確認のための訪問

平成30年度～令和3年度に継続支援計画作成した者に対して状況確認のための連絡や訪問を実施した。

- ・平成30年度継続支援計画作成者 21名（令和5年3月末22歳到達）
- ・令和元年度継続支援計画作成者 37名
- ・令和2年度継続支援計画作成者 29名
- ・令和3年度継続支援計画作成者 38名

## (3) 生活費の支給

### ① 実数 1名

### ② 概要 ファミリーホームへの措置児童。20歳到達後、県立農業大学校卒業まで継続的にファミリーホームで生活することとなった者。

### ③ 内訳 50,000円×3ヶ月×1人=150,000円

#### 【補足】

生活費支給の必要性を継続支援計画に位置付けた。支給に向けて本人・ファミリーホーム・児童相談所・児童アフターケアセンターおおいとで支援会議を開催した上で、県担当課と協議の上、支給決定となった。

## (4) その他の取り組み (SST・研修会等)

① 退所を控えた児童に対する支援

退所を控えた児童には、18歳成人の留意点や身の回りの法律問題について大分県弁護士会やケアリーバーピアサポートメンバーと協働でソーシャルスキルトレーニングを実施した。

・日時 10月15日(土) 10:00~12:00 ホルトホール

内容 身近な法律問題について考える

講師 弁護士 岡田壮平(岡田法律事務所)

弁護士 田中良太(城崎法律事務所)

協力 CONETメンバー(日本財団助成事業)

・日時 11月27日(日) 10:00~12:00 大幡コミュニティーセンター

内容 大切なのちを考える話

講師 竹上智香(助産師 産前産後ケアサロンtiti)

・日時 1月28日(土) 10:00~12:00 ホルトホール

内容 18歳成人の権利と責任について考える

講師 弁護士 岡田壮平(岡田法律事務所)

弁護士 田中良太(城崎法律事務所)

協力 CONETメンバー(日本財団助成事業)

#### 4：令和4年度その他の事業(助成事業・プロジェクト事業)

##### 1：日本財団令和4年度通常助成事業

##### 「大分県におけるケアリーバーのつながりとピアサポートの構築」

本事業は令和4年度の日本財団通常助成に応募し、選出された。

本事業の詳細については別冊「令和4年度事業報告書」に記載のとおり。

令和5年度も引き続き事業を実施することになるが、令和6年の児童福祉法の改正に伴う「社会的養護自立支援拠点事業」(実施主体は都道府県等)の新設、それに伴う大分県の事業実施を期待する。新設事業内にある「当事者の相互交流の場づくり(仮)」を助成事業ではなく受託事業として推進して行きたいと考える。

<参考：社会的養護自立支援拠点事業>

社会的養護自立支援事業は、これまでは法律上の根拠がない予算事業として実施されてきましたが、2022年6月に成立した改正児童福祉法で「社会的養護自立支援拠点事業」

が新設されました（6条の3第16項）。この改正は2024年4月1日から施行されることになっていきますので、令和6年度からは、現行の社会的養護自立支援事業に代わり、新設の社会的養護自立支援拠点事業としてアフターケア事業が実施されることとなります。

社会的養護自立支援拠点事業の根拠条文（6条の3第16項）は次のとおりです。

「この法律で、社会的養護自立支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。」

これによると、対象者は「措置解除者等又はこれに類する者」とされており、社会的養護を経験したことのない人たちが対象に含まれることが予定されています。もっとも、「これに類する者」の範囲はまだはっきりしていません。来年度に向けてこども家庭庁が制定する実施要綱や、都道府県が示す仕様書を通して、少しずつ明らかになってくるはずです。

この「非経験者」の範囲が各地でどのように扱われていくのか（極端に制限的に解釈されたり、広汎に解釈される一方で事業所の体制整備に必要な予算が割かれなかったりしないか、地域によって大幅な格差が生じていないか等々）に関心を持つこととなります。

なお、児童福祉法と同時に社会福祉法も改正され、社会的養護自立支援拠点事業は第二種社会福祉事業に位置づけられることとなります。職員が児童指導員の資格を得る可能性が出てくるほか、業務委託料が消費税の非課税取引と扱われることになるので、こちらも事業運営上の影響は小さくないと思います。

## 2：JAPIA 休眠預金活用事業コロナ禍緊急枠「若者就労サポートネットワーク構築事業」

本事業は JANPIA 休眠預金活用事業のうち、資金配分団体である公益社団法人ユニバーサル志縁センターの公募事業に応募し、選出された。

単年度事業ではあるが、様々な相談支援機関に寄せられる相談のうち、特に失職や離職、アルバイトの制限等で経済的困窮状態にある、またはそうなりそうな若者を相談支援機関との協働でサポートした。具体的には、若年労働力等を求める企業や事業所との連携を行いながら、企業側に「業務のプログラム化」を検討していただきながら、はたらくことをスモールステップ（プログラム化）した。切り出したプログラム等を相談支援機関に提供し、しごと見学・しごと体験・短時間労働・在宅勤務などの可能性を検討しながら、困難な状況にある若者へつなげた。結果として1年間で89名の相談受理、しごと見学や体験等へのべ86名が参加し、うちアルバイトや雇用に10名が繋がった。また、しごと情報を見えやすくするための「しごと動画」の作成には、おおいた青少年総合相談所（ひきこもり地域支援センター）にてサポートしている若者が携わってくれた。

企業と相談窓口の連携は今後の相談支援機能を豊かにしていくものとして、今後は市町村相談支援機関の後方支援における取り組みにつなげていく。

### 3：九州労働金庫 NPO 継続助成事業

本事業は九州労働金庫が NPO に対して 3 年間の継続助成を実施する事業に応募し、選出された。

本事業は、2 の事業のうち「法人事業では実施していない就労支援について、対象を限定しない就労支援のプラットフォームづくり」について調査や実践の枠組みを構築することを目的としている。また、令和 6 年度まで 3 年間継続した取り組みとなる。

1 年目となった令和 4 年度は、中小企業家同友会やものづくりカレッジ、JA 等との意見交換会、企業ネットワークに関する先行研究や先進的な取り組みの調査などを行ってきた。また、今年度の九州ろうきん報告会にて「社会的養護で育つ子どもたちへのキャリア支援」について、関係者よりご助言等をいただき、次年度はきつきプロジェクト等との連携も模索する。

### 4：赤い羽根福祉基金 盛和塾「リスタート応援助成」

本事業は、赤い羽根福祉基金が盛和塾（2019 年閉塾 代表：稲盛和夫氏 2022 年永眠）からの寄付金を財源として、「児童養護施設を退所した若者が、社会人として自立していきけるよう支援していくための取り組みを支える」ことを目的として行われている。

本年度は、児童アフターケアセンターおおいたで関わる若者のうち、家族を頼れずコロナ禍等で困窮状態が深刻な若者 4 名に対して、離職後再就職をするための家賃補助や食料品の配布、生活物資の支給、訪問同行支援などのサポートを行った。

### 5：青少年等自立支援就農チャレンジ事業（きつきプロジェクト）

#### 1 はじめに

令和 2 年度から本年度までの 3 年間は、新型コロナウイルス感染症の中で社会生活に大きな変化をもたらした。また、本年度は、新型コロナウイルスの変異株による爆発的な感染者数の増加が、児童養護施設や里親家庭、さらに、社会的に困難な状況にある若者へ過度な不安や恐怖心をあおることになった。

このような社会情勢において、本事業の目的である杵築市内の事業者や農業法人への就職と就職に結びつくための農業体験の実施について困難を極めた。

#### 2 活動内容

##### (1) 実績

##### ① 農業体験活動

ア) 児童養護施設 山家学園 中学3年 1名

令和5年1月7日にグリーンファームにてネギの定植と収穫作業を体験した。

当該参加者は、大分県立久住高原農業高校へ進学し野菜の生産技術を学ぶ。

イ) 杵築市学校支援センターひまわり 小学生、中学生 20名

令和5年2月7日に阿南農園にてイチゴの苗の蔓の剪定と収穫を体験した。

令和5年3月7日に日浦農園にてイチゴ箱折と収穫を体験した。

②広報活動

ア) 動画作成

近年、動画に触れる機会の多い子ども若者等に対し、興味や関心を導くために動画を作成した。阿南農園とグリーンファーム大分に協力をいただいた。

イ) ポスター作成

児童養護施設等で生活するこどもたちの日常生活で目に触れ、体験活動の周知をするために、ポスター作製を行った。

③調査活動

ア) 児童養護施設等の対外的行事の実施調査

新型コロナウイルス感染や変異株による感染拡大状況における児童養護施設等の感染対策や施設外行事について職員から聞き取り調査を行った。

イ) 参加の意向調査

令和5年度のコロナウイルスへの政府対応変更にもなう農業体験実施に向け、こどもたちの意向について聞き取りを行った。

3 農業体験活動参加状況について

新型コロナウイルス感染の影響による参加を控えた理由を県内9カ所の児童養護施設に聞き取り調査を実施した。(令和4年8月末～令和4年12月末)

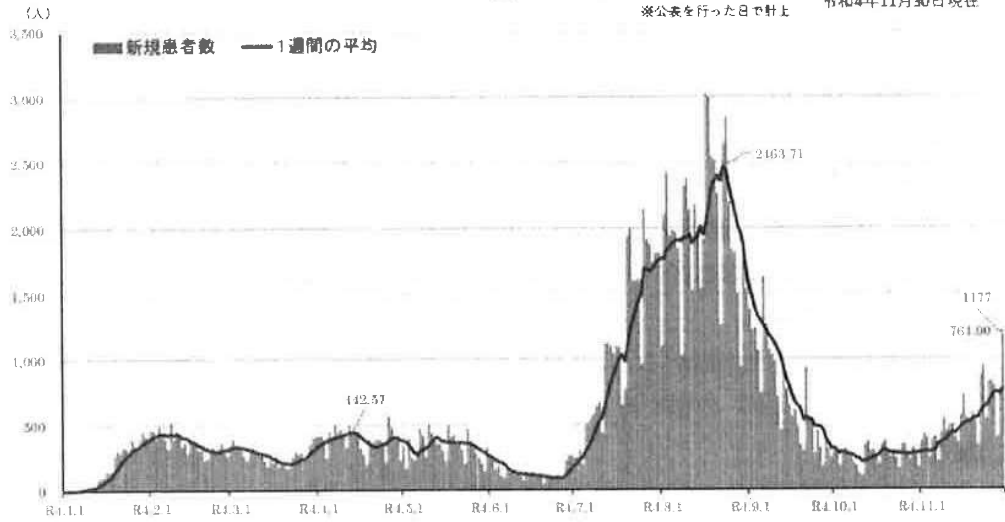
①農業体験活動に参加を見合わせた理由。

- ・家族や親との面会交流の制限をした。(7施設)
- ・こどもたちの外出は、市内のみと制限された。高校生の部活動については、感染状況を鑑みその都度協議判断をしてきた。(9施設)
- ・商業施設や人の集まる場所へ立ち入ることへの制限を行った。(9施設)
- ・施設外にて宿泊を伴う行事や施設として外出する行事を中止した。(3施設)
- ・施設内に感染者や濃厚接触者となったこどもや職員がいたためその対応に追われた。(9施設)
- ・学級閉鎖や学年閉鎖等で登校できないこどもは外出制限をした。(9施設)

このように県内の新規感染者数が増えたことで、施設内クラスター対策として、非常に慎重な対応をしてきた。また、学校現場の感染拡大の影響を受けてきたことも分かった。

施設職員によると「子どもたちは、家族にも面会できない。行き来も制限されている。行かない状況の中で生活をしていた。」とのことであった。【参考資料1】

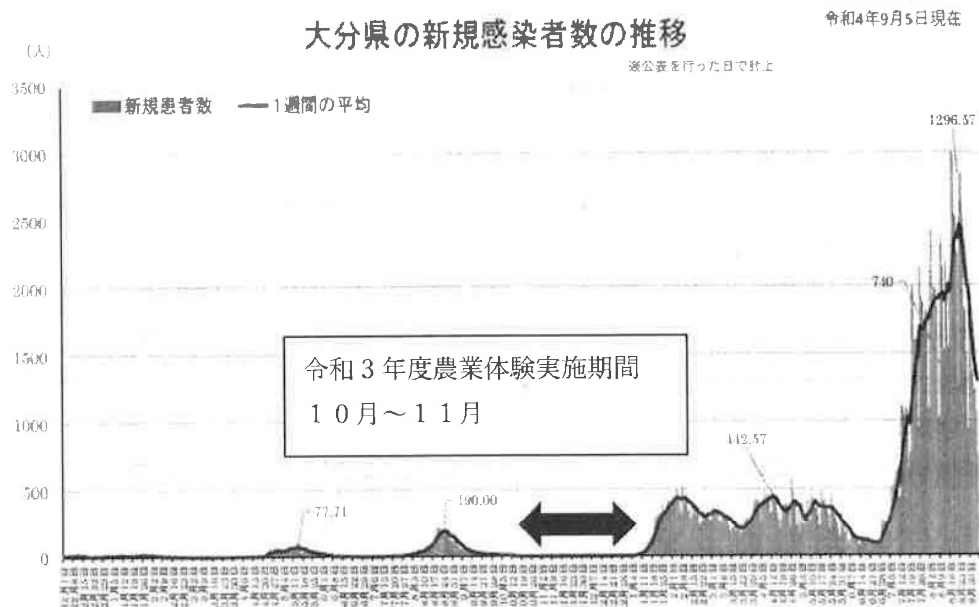
### 大分県の新規感染者数の推移



#### ②令和3年度、体験活動を実施した期間

比較参考資料として、令和3年度は、感染状況がおさまった期間に農業体験活動の実施が可能となった。体験の不可については、大分県内の感染状況の影響【参考資料2】

### 大分県の新規感染者数の推移



### 3 おわりに

杵築市の農業体験を通じて農業法人に就職した若者は、定着3年を経過した。また、広報活動や意向調査によって来年度は、農業体験活動へ参加したいという声もある。さらに、進路に直結する高校3年生も控えている。

あらためて、本事業の目的である児童養護施設退所者の抱える課題と地域の課題のマッチングに向けて長期的な視点も不可欠である。

また、杵築市内の子ども若者のみならず、生活困窮状況や高齢者等地続きになる重層的な課題への足がかりとなりえることも検討していく時期にきている。

令和5年5月以降、新型コロナウイルス感染症を5類相当とする判断が政府によりなされたことに期待したい。

第8期

# 決算報告書

自：令和4年4月1日

至：令和5年3月31日

〒870-1124

大分県大分市旦野原823番地5

特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット

理事長 矢野 茂生



活動計算書

令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで

特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット

(単位:円)

科 目	金	額
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	220,000	
賛助会員受取会費	6,000	226,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,658,833	1,658,833
3. 事業収益		
売上高	229,437,568	229,437,568
4. その他収益		
受取利息	470	
雑収益	172,710	173,180
経常収益計		231,495,581
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	137,981,489	
臨時雇賃金	1,680,000	
法定福利費	19,647,002	
福利厚生費	1,235,505	
人件費計	160,543,996	
(2) その他経費		
業務委託費	10,146,615	
諸謝金	2,768,169	
印刷製本費	1,841,036	
広告宣伝費	505,174	
旅費交通費	2,768,582	
車両費	3,275,908	
通信費	1,101,317	
消耗品費	8,659,013	
食材費	746,430	
修繕費	165,000	
水道光熱費	3,162,852	
地代家賃	8,578,881	
リース料	3,018,074	
生活支援費	358,312	
減価償却費	4,385,608	
保険料	1,439,178	
管理諸費	717,688	
研修費	835,078	
教育教材費	1,530,749	
支払手数料	53,375	
支払寄附金	30,000	
支払利息	2,743,083	
会議費	167,379	
雑費	74,896	
その他経費計	59,072,397	
事業費計		219,616,393
2. 管理費		
(1) 人件費		
福利厚生費	618,580	
人件費計	618,580	

科 目	金 額		
(2) その他経費			
旅費交通費	676,467		
車両費	451,938		
通信費	113,687		
消耗品費	1,024,740		
接待交際費	1,392,706		
修繕費	30,800		
水道光熱費	273,934		
地代家賃	1,473,525		
賃借料	206,064		
保険料	538,462		
管理諸費	1,643,650		
租税公課	587,696		
支払手数料	31,878		
雑費	555,570		
その他経費計	9,001,117		
管理費計		9,619,697	
経常費用計			229,236,090
当期経常増減額			2,259,491
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			2,259,491
当期正味財産増減額			2,259,491
前期繰越正味財産額			62,354,237
次期繰越正味財産額			64,613,728

## 貸借対照表

令和 5年 3月 31日 現在

特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット

(単位：円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	47,368,331		
仮払金	770,556		
流動資産合計		48,138,887	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産計			
建物	151,636,851		
土地	43,500,000		
有形固定資産計	195,136,851		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
敷金	360,000		
投資その他の資産計	360,000		
固定資産合計		195,496,851	
資産合計			243,635,738
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
短期借入金	1,399,620		
未払金	10,237,000		
仮受金	1,000,000		
預り金	402,232		
流動負債合計		13,038,852	
2. 固定負債			
長期借入金	165,983,158		
固定負債合計		165,983,158	
負債合計			179,022,010
<b>III 正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		62,354,237	
当期正味財産増減額		2,259,491	
正味財産合計			64,613,728
負債及び正味財産合計			243,635,738

# 財 産 目 録

令和 5年 3月 31日 現在

特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	47,368,331		
仮払金	770,556		
流動資産合計		48,138,887	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物	151,636,851		
土地	43,500,000		
有形固定資産計	195,136,851		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
敷金	360,000		
投資その他の資産計	360,000		
固定資産合計		195,496,851	
資産合計			243,635,738
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	1,399,620		
未払金	10,237,000		
仮受金	1,000,000		
預り金	402,232		
流動負債合計		13,038,852	
2. 固定負債			
長期借入金	165,983,158		
固定負債合計		165,983,158	
負債合計			179,022,010
正味財産			64,613,728